

●香川県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成25年 8月30日	香生施 388	石井 雅也 仲多度郡多度津町南鴨580 番地1	たどつ接骨院 仲多度郡多度津町南鴨580 番地1	柔道整復
平成25年 10月18日	香生施 389	大久保 ちづる 丸亀市土器町東9丁目135 番地2	サンテ丸亀事業所マッサー ジ治療院 丸亀市飯野町東分683番地 1	あん摩・マッ サージ
平成25年 10月18日	香生施 390	石井 秀典 丸亀市飯山町東小川1444番 地25	サンテ丸亀事業所マッサー ジ治療院 丸亀市飯野町東分683番地 1	あん摩・マッ サージ
平成26年 1月16日	香生施 391	堀部 寛 綾歌郡宇多津町浜五番丁66 番地2 アイランドコート 106号	四国医療専門学校附属接骨 院 綾歌郡宇多津町浜五番丁62 番地1	柔道整復